

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（昭和44年岩手県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(校長の専決事項) 第4条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略]	(校長の専決事項) 第4条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] <u>(3) 非常勤職員の育児休業の承認に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] (6) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。